

V. 看護学科の概要

松本短期大学看護学科（以下、本学科）は、役割機能が多様化している看護における実践者の育成を行い、地域における看護の資質向上、保健医療福祉の連携に寄与する。看護学を理論的・系統的に教授し、学生的人間的成熟を助け、「生命・可能性・権利を保証し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」としての看護師を育成する。

1. 教育目標

1) 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用の力を身につける

看護学を実践科学として体系的に教授し、学生が看護実践に役立てられるよう、実践のための理論・知識・方法を教授する。

看護対象者の現存するヘルスニーズを理解し、ヘルスニーズに応じた看護ニーズ、即ち看護の必要性・看護問題を判断し、看護対象者の個別性を重視した看護が提供できるための基礎教育を行う。

看護基礎教育に必要な看護学7専門分野は、理論から実践応用の方向性で教育課程を構築する。

看護基礎理論は、看護の対象者・看護実践場面の特性に応じて実践応用可能なように教授し、看護実践のための理論・知識・方法の教育を強化する。

2) 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を身につける

看護の概念・目的を理解し、看護の目的達成を自覚して看護を提供できる、看護師育成のための看護基礎教育を行う。看護基礎教育の基盤は、看護実践を導き出す看護の概念・目的の教育にある。

人間及び人間の健康理解に必要な基礎理論や知識を教授して、それらを看護として統合し、看護実践に活用できる基礎能力・応用能力の育成を行う。そのために看護実践を導き、看護実践の理論的根拠となる看護の概念・目的を看護学の基礎として教育する。

3) 看護専門職者としての意識・責任感・倫理観の育成

看護専門職者には、患者やその家族・看護専門職者間・看護以外の保健医療福祉の専門従事者等との間に、信頼関係を基盤にした温かい人間関係の形成が強く求められる。他者への人間的関心を深め、心身の病める人への温かい配慮、価値の多様性を認め、信頼を基盤とした人間関係の形成、そして自己の客観視など、学生的人間的成熟を助け支える。看護学の教科目、看護関連領域の諸科目、さらに学生生活全体を通じて、人間としての豊かな経験を重ねられる教育的配慮を行う。

資格取得後、看護専門職者として、自立かつ自律できるために、学生時代に看護専門職者としての意識・責任感・倫理観を学生自らが育み、職業的アイデンティティの形成を成し遂げていくことが必要である。教育は実習・その他の看護体験を通じて、それらを助ける。

4) 看護専門職者として、地域特性を見極めた看護が提供できる能力を身につける

看護の機能する場の拡大に伴い、看護の役割機能の多様化が顕著になっている今日、看護の機能する場における看護の役割を理解すること、さらに看護の役割機能理解のもとに実際に看護の役割遂行が可能な教育を行う。また看護学及び看護関連領域の教育の中で、学生が地域医療圏の生活状況や健康問題、さらに看護状況や看護問題を理解し、看護専門職者として視野を拡大することを助ける。

本学においては幼児保育学科及び介護福祉学科の教育と協調し、相互理解を深め、看護学生は幼児保育及び介護福祉との連携を学び、幼児保育学科及び介護福祉学科の学生とともに相互連携活動が可能な教育研究体制基盤を整える。

5) 国家試験に合格する看護の知識と技術水準を身につける

2. アドミッション・ポリシー（入学生の受入れ方針）

本学の教育理念をもとに看護学科では「生命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」としての看護師を育成する。それに基づき次のような学生を求める。

- (1) 人の健康、生活、医療に興味・関心がある
- (2) 誠実に人と向き合える
- (3) 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる
- (4) 周囲のできごとを自分のこととしてとらえ、感じられる
- (5) 入学後の学修に必要な基礎学力がある

3. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本学科に3年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

本学科では、教育目標を受ける形で、以下の「6つの到達目標」を定めている

- (1) 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解している
- (2) 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護を実践している
- (3) 看護の本質を学び、自己の看護観をもっている
- (4) 学修を通して、状況に応じた人間関係を築いている
- (5) 自己成長のための努力をしている
- (6) 地域の特性を理解し看護に反映している

4. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成、実施の方針）

教育目標およびディプロマ・ポリシーおよび看護師養成所指定規則に則り以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

1) 5つの方針

- (1) ケアスペシャリストとしての人間性の育成のために、「ひとの命と健康を考える」、「ひとの可能性を考える」、「ひとの権利を考える」、「ひとの生活を考える」、「学修の基礎力を培う」に基づく看護関連科学の科目を配置する。
- (2) 看護のケアスペシャリストとして、看護実践に必要な知識・技術を身につけるための看護専門科学の科目を配置する。
- (3) さらに、(1)(2)の科目を統合・発展し実践する分野として看護専門科学に統合分野を配置する。
- (4) 地域の保健医療福祉および教育に貢献できる人材育成のために、3学科共通の地域志向科目を配置する。
- (5) 看護師国家試験合格に向けた知識と活用力を強化する。

資料－1 別表第3 看護学科教育課程 P.80

資料－2 科目とDPとの関連 P.82

【資料-1】別表第3 看護学科教育課程

領域	科目番号	授業科目の名称	授業形態	単位数又は時間数		1単位あたりの時間数	開設時間数	備考	
				必修	選択				
看護 関 連 科 学	ひとの命と 健康を考える	1	生命倫理	講義	2		15	30	看護関連科学の 選択科目中4単位 選択必修
		2	健康と運動	講義		1	15	15	
		3	生化学	講義	1		30	30	
		4	栄養学	講義	1		30	30	
		5	病原微生物学	講義	1		30	30	
		6	人体構造機能学各論Ⅰ	講義	1		30	30	
		7	人体構造機能学各論Ⅱ	講義	1		30	30	
		8	人体構造機能学各論Ⅲ	講義	1		30	30	
		9	人体構造機能学各論Ⅳ	講義	1		30	30	
		10	病態生理学	講義	1		30	30	
		11	疾病・治療論総論	講義	1		30	30	
		12	疾病・治療論各論Ⅰ	講義	1		30	30	
		13	疾病・治療論各論Ⅱ	講義	1		30	30	
		14	疾病・治療論各論Ⅲ	講義	1		30	30	
		15	疾病・治療論各論Ⅳ	講義	1		30	30	
		16	精神疾病・治療論	講義	1		30	30	
		17	小児疾病・治療論	講義	1		30	30	
		18	老年疾病・治療論	講義	1		30	30	
		19	薬理学	講義	1		30	30	
		20	公衆衛生学	講義	1		15	15	
		21	保健医療福祉論	講義	1		30	30	
		22	リハビリテーション論	講義	1		30	30	
	ひとの可能性を 考える	23	言葉と表現	講義	1		15	15	
		24	感性を高める表現	講義		1	15	15	
		25	心理学	講義	2		15	30	
		26	人間関係論	講義	2		15	30	
		27	グリーフケア	講義		1	15	15	
		28	ストレスと癒し	演習		1	30	30	
		29	手話	講義		1	15	15	
	ひとの権利を 考える	30	法学	講義	1		15	15	
		31	市民社会と生活	講義	1		15	15	
		32	人権と福祉	講義	1		15	15	
	ひとの生活を 考える	33	生活科学	講義		1	15	15	
		34	家族論	講義	1		15	15	
		35	接遇	講義		1	15	15	
		36	地域ボランティア演習	演習		1	30	30	
	学修の基礎 力を培う	37	英語Ⅰ	講義	2		15	30	
		38	英語Ⅱ	講義		1	15	15	
		39	情報システム論	演習	1		15	15	
		40	プレゼンテーション技法	演習		1	15	15	
		41	看護の統計学	講義		1	15	15	
看護関連科学授業科目 小計					34	11		990	

領域	科目番号	授業科目の名称	授業形態	単位数又は時間数		1単位あたりの時間数	開設時間数	備考				
				必修	選択							
看護専門科学	基礎分野Ⅰ	基礎看護学	42	看護学原論	講義	1		30	30			
			43	看護理論	講義	1		30	30			
			44	看護過程の基礎	講義	2		30	60			
			45	看護過程の実際	演習	2		30	60			
			46	生活援助技術論	演習	2		30	60			
			47	診療援助技術論	実習	2		45	90			
			48	基礎看護学実習Ⅰ	実習	1		45	45			
			49	基礎看護学実習Ⅱ	実習	2		45	90			
				小計		13	0		465			
	基礎分野Ⅱ	成人看護学	50	成人看護学概論	講義	1		30	30			
			51	臨床看護援助論Ⅰ	講義	1		30	30			
			52	臨床看護援助論Ⅱ	講義	1		30	30			
			53	臨床看護援助論Ⅲ	実習	1		45	45			
			54	がん・ターミナル看護	講義	1		15	15			
			55	周手術期看護	講義	1		30	30			
			56	臨床看護学実習Ⅰ	実習	3		45	135			
			57	臨床看護学実習Ⅱ	実習	3		45	135			
				小計		12	0		450			
		老年看護学	58	老年看護学概論	講義	1		30	30			
			59	老年看護援助論Ⅰ	講義	1		30	30			
			60	老年看護援助論Ⅱ	講義	1		30	30			
			61	老年看護援助論Ⅲ	演習	1		30	30			
			62	老年看護学実習Ⅰ	実習	1		45	45			
			63	老年看護学実習Ⅱ	実習	3		45	135			
				小計		8	0		300			
			小児看護学	64	小児看護学概論	講義	1		30	30		
				65	小児看護援助論Ⅰ	講義	1		30	30		
		66		小児看護援助論Ⅱ	講義	1		30	30			
		67		小児看護援助論Ⅲ	実習	1		45	45			
		68		小児看護学実習Ⅰ	実習	1		45	45			
		69		小児看護学実習Ⅱ	実習	1		45	45			
				小計		6	0		225			
		母性看護学		70	母性看護学概論	講義	1		30	30		
				71	母性看護援助論Ⅰ	講義	1		30	30		
			72	母性看護援助論Ⅱ	講義	1		30	30			
			73	母性看護援助論Ⅲ	演習	1		30	30			
			74	母性看護学実習	実習	2		45	90			
				小計		6	0		210			
			精神看護学	75	精神看護学概論	講義	1		30	30		
				76	精神看護援助論Ⅰ	講義	1		30	30		
				77	精神看護援助論Ⅱ	講義	1		30	30		
		78		精神看護援助論Ⅲ	演習	1		30	30			
		79		精神看護学実習	実習	2		45	90			
				小計		6	0		210			
		統合分野		在宅看護	80	公衆衛生看護学概論	講義	1		30	30	
					81	在宅看護論	講義	1		30	30	
					82	地域・在宅看護援助論	講義	1		30	30	
			83		在宅看護援助方法論	実習	1		45	45		
			84		在宅看護論実習	実習	2		45	90		
					小計		6	0		225		
			看護の統合と実践	85	看護福祉論	講義	1		15	15		
				86	看護研究	講義	1		30	30		
				87	臨床看護研究セミナーⅠ	演習	1		30	30		
				88	臨床看護研究セミナーⅡ	演習	1		15	15		
				89	医療安全管理	講義	1		30	30		
				90	災害・国際看護	講義	1		15	15		
				91	看護実践能力と評価	演習	1		30	30		
				92	統合実習	実習	2		45	90		
					小計		9	0		255		
				看護専門科学授業科目 小計					66	0	2,340	
				合計					100	11	3,330	

卒業要件：必修科目100単位+選択科目4単位以上 合計104単位以上

【資料 - 2】「科目と DP との関連」

看護学科 DP	1 : 人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解している
	2 : 看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護を実践している
	3 : 看護の本質を学び、自己の看護観をもっている
	4 : 学修を通して、状況に応じた人間関係を築いている
	5 : 自己成長のための努力をしている
	6 : 地域の特性を理解し看護に反映している

領域	No.	科目名	DP との関係					
			1	2	3	4	5	6
看護関連科学	1	生命倫理			○	◎		
	2	健康と運動	◎			○		
	3	生化学	◎		○			
	4	栄養学	◎		○			
	5	病原微生物学	◎				○	
	6	人体構造機能学各論 I	◎		○			
	7	人体構造機能学各論 II	◎		○			
	8	人体構造機能学各論 III	◎		○			
	9	人体構造機能学各論 IV	◎		○			
	10	病態生理学	◎		○			
	11	疾病・治療論総論	◎				○	
	12	疾病・治療論各論 I	◎				○	
	13	疾病・治療論各論 II	◎				○	
	14	疾病・治療論各論 III	◎				○	
	15	疾病・治療論各論 IV	◎				○	
	16	精神疾病・治療論	◎		○			
	17	小児疾病・治療論	◎		○			
	18	老年疾病・治療論	◎		○			
	19	薬理学	◎		○			
	20	公衆衛生学	◎		○			
	21	保健医療福祉論	○					◎
	22	リハビリテーション論	◎		○			
ひとの命と健康を考える	23	言葉と表現				○	◎	
	24	感性を高める表現				○	◎	
	25	心理学	◎		○			
	26	人間関係論			○	◎		
	27	グリーフケア			○	◎		
	28	ストレスと癒し				◎	○	
	29	手話				◎	○	
ひとの可能性とつなごう	30	法学			◎		○	
	31	市民社会と生活				○	◎	
	32	人権と福祉				◎	○	
ひとの権利を考慮する	33	生活科学	◎				○	
	34	家族論	○				◎	
	35	接遇				◎	○	
	36	地域ボランティア演習				◎	○	
人の生活と環境を考慮する	37	英語 I				○	◎	
	38	英語 II				○	◎	
学習の基礎能力を養う	39	情報システム論				○	◎	
	40	プレゼンテーション技法				○	◎	
	41	看護の統計学				○	◎	

領域	No.	科目名	DP との関係					
			1	2	3	4	5	6
基礎看護学	42	看護学原論				◎	○	
	43	看護理論		○	◎			
	44	看護過程の基礎	○		◎			
	45	生活援助技術論	○		◎			
	46	診療援助技術論	○		◎			
	47	看護過程の実際	○		◎			
	48	基礎看護学実習 I				◎	○	
	49	基礎看護学実習 II				○	◎	
	成人看護学	50	成人看護学概論	○			◎	
51		臨床看護援助論 I	◎	○				
52		臨床看護援助論 II	◎	○				
53		臨床看護援助論 III	◎		○			
54		がん・ターミナル看護	◎	○				
55		周手術期看護	◎	○				
56		臨床看護学実習 I	◎					○
57		臨床看護学実習 II	◎					○
老年看護学		58	老年看護学概論	◎		○		
	59	老年看護援助論 I	○		◎			
	60	老年看護援助論 II	○		◎			
	61	老年看護援助論 III		○	◎			
	62	老年看護学実習 I		◎			○	
	63	老年看護学実習 II		◎			○	
小児看護学	64	小児看護学概論	◎		○			
	65	小児看護援助論 I	○		◎			
	66	小児看護援助論 II	○		◎			
	67	小児看護援助論 III		○	◎			
	68	小児看護学実習 I	◎					○
	69	小児看護学実習 II		◎				○
母性看護学	70	母性看護学概論	◎					○
	71	母性看護援助論 I	◎					○
	72	母性看護援助論 II	◎					○
	73	母性看護援助論 III			◎			○
精神看護学	74	母性看護学実習		◎		○		
	75	精神看護学概論	◎		○			
	76	精神看護援助論 I				◎		○
	77	精神看護援助論 II				◎		
	78	精神看護援助論 III				◎		○
在宅看護	79	精神看護学実習		◎		○		
	80	公衆衛生看護学概論				◎		○
	81	在宅看護論				◎		○
	82	地域・在宅看護援助論				◎		○
	83	在宅看護援助方法論				◎		○
	84	在宅看護論実習		○				◎
看護の統合と実践	85	看護福祉論					◎	○
	86	臨床看護研究セミナー I			○			◎
	87	臨床看護研究セミナー II			○			◎
	88	看護研究			○			◎
	89	医療安全管理		○	◎			
	90	災害・国際看護		○	◎			
	91	看護実践能力と評価	○	◎				
	92	統合実習	○	◎				

2) 看護専門基礎教育における看護学教育のための課程

(1) 高度看護実践者育成のための看護学教育体系

高度看護実践者を育成するために、看護学の教育体系は、基礎看護学を含む「基礎分野Ⅰ」を基盤とし、基礎看護学で習得した理論・知識・技術・思考能力を応用する看護学の領域を「基礎分野Ⅱ」および「統合分野」としておく。

「基礎分野Ⅱ」には成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学をおく。また基礎分野Ⅰおよび基礎分野Ⅱの各看護学における知識・技術を統合・発展し実践する分野として「統合分野」を位置づける。「統合分野」には在宅看護論が含まれる。

(2) 実践科学としての看護学の論理性の追求

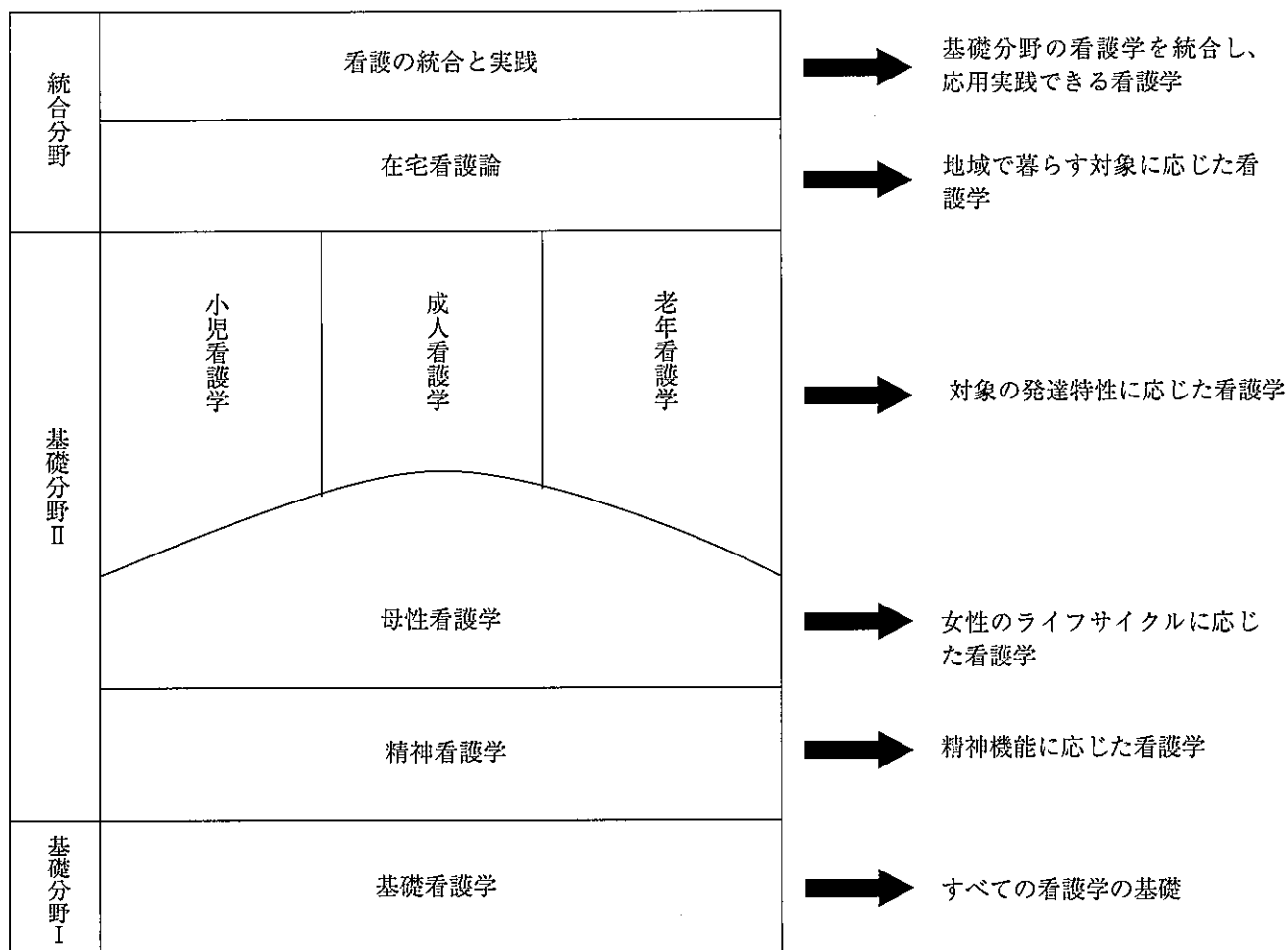
実践を導き、実践を根拠づけていくには、看護学を実践科学として体系化し、論理性を持って教育する。また、看護に関連の深い自然科学・人文科学・社会科学の理論・知識を看護学と関連させて教育する。

(3) 実践的理論・知識・思考能力・技術力育成の教育課程

本学科は、看護実践に必要な基礎的、普遍的、理論・知識・思考能力・技術を教育することに加えて、変化する看護実践に即応できるような授業科目、教育内容とする。

(4) 看護学教育趣旨の教育課程への反映

a 看護学教育課程の枠組み 図-1



i. 看護学を基礎分野Ⅰと基礎分野Ⅱおよび統合分野に大別し、基礎分野Ⅰを基礎として、その上に基礎分野Ⅱ、さらに統合分野を積み重ねる。

ii. 各分野における看護学

看護学は看護師養成所指定規則に定める6看護学・1看護論（以下7看護学）とする。

基礎分野Ⅰには基礎看護学をおき、基礎分野Ⅱには成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の5看護学をおき、さらに統合分野には在宅看護論をおく。

b 「看護学」教育時期・教育方法

原則として、基礎分野Ⅰが先行し、基礎分野Ⅰの教授後に基礎分野Ⅱ、さらに統合分野の看護学を教授する。各看護学とも理論と実践の一貫性、一致性を図る。

c 7看護学の授業科目設定の基本的考え方

i. 7看護学の授業科目設定の原則として概要を論ずる概論・実践援助を論ずる援助論・援助方法を論じる方法論・臨地実習の科目をおく。

ii. 概論・援助論・援助方法論・臨地実習は教育内容において一貫性を持っている。

また教育方法は講義・演習・実習の形態をとる。

iii. 本学の理念で、かつ特色でもある「看護と福祉の連携・協働ができる看護専門職者の育成」を教育内容に含める。

3) 授業科目の編成

(1) 看護関連科学の科目

看護関連科学の編成

看護関連科学の科目は、本学「ケアスペシャリストの育成の5つの柱」から構成され、5領域に41授業科目を配置する。松本短期大学全体の目標である地域貢献に向け、「ひとの生活を考える」のなかに3学科合同の「地域ボランティア演習」、「人の可能性を考える」の中に介護福祉学科と合同の「ストレスと癒し」を配置する。

それぞれの柱のねらい、設置授業科目は次のとおりである。

科目区分	ねらい	科目名
ひとの命と健康を考える	人の生命の根本的問題について考え学び、人の体のしくみと健康を理解し、疾病の理解とともに、患者を取り巻く健康支援の理論を学び、生命の尊重と尊厳を理解する豊かな人間性を持った人材の育成を目指した教育を行う。 ・看護と福祉の連携強化のための授業科目「保健医療福祉論」、「リハビリテーション論」、「人権と福祉」を配置する ・「人体構造機能学各論」「疾病・治療論各論（小児・老年疾患を含む）」「臨床看護学援助論」の連動性、統合性を図る。	生命倫理、健康と運動、生化学、栄養学、病原微生物学、人体構造機能学各論Ⅰ～Ⅳ、病態生理学、疾病治療論総論、疾病治療論各論Ⅰ～Ⅳ、精神疾病・治療論、小児疾病・治療論、老年疾病・治療論、薬理学、公衆衛生学、保健医療福祉論、リハビリテーション論
ひとの可能性を考える	人間の心と行動の基礎を学び人間の行為の原理を理解し、言葉・造形・身体という様々な表現方法を活用して自らの思いや考えを伝え、豊かな人間関係を築くことができる人材の育成を目指した教育を行う。	言葉と表現 感性を高める表現、心理学、人間関係論、手話、グリーフケア、ストレスと癒し
ひとの権利を考える	保健医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活に必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の育成を目指した教育を行う。	法学、市民社会と生活、人権と福祉
ひとの生活を考える	人間と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史からひとの生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目指した教育を行う。	生活科学、家族論、接遇、地域ボランティア演習
学修の基礎力を培う	英語表現や情報処理の基礎と技術を習得し、専門知識・社会生活に活用できる基礎教育を行う。	英語Ⅰ（基礎英語）、英語Ⅱ（医療英語）、情報システム論、プレゼンテーション技法、看護の統計学

(2) 看護専門科学の科目

看護専門科学の科目は「基礎分野Ⅰ（基礎看護学）」「基礎分野Ⅱ（成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学）」「統合分野（在宅看護論・看護の統合と実践）」の3領域に授業科目を配置する。

4) 実践教育の特色とねらい

(1) 本学科の実践教育の趣旨

人間・健康・看護についての理論的理解をベースに、実践の中から人間・健康・看護について学修を深める。

理論的教育に続けて実践教育をし、さらに、理論的学修にフィードバックする教育システムをカリキュラムの進行に伴って行い、理論と実践の一致を図りながら看護教育の充実を図る。

- ① 理論性・科学性を基礎とした看護実践を目指す。
- ② 看護実践における知識・技術・思考の統合を目指す。
- ③ 個別的看護の追求を目指す。
- ④ 倫理的配慮をもって実習教育にあたる。

5) 授業科目と実習

(1) 授業科目との関係

原則として実習は各領域の概論・援助論・援助方法論を履修したあとに配置している

(2) 臨地実習の目的・目標

① 実習目的

学内で学んだ理論・知識・方法（技術）を統合し、あらゆる健康レベルおよび発達段階にある人々に応じた、質の高い看護を実践するための基礎的能力を養う。

② 実習目標

a. 基礎分野Ⅰ

- i) 多くの看護（対象別看護、看護の機能する場の特殊性を考慮した看護、健康レベルに応じた看護）に共通する、また基礎となる看護の方法を習得する。
- ii) 看護の方法を習得することから、その人、その場、その健康レベルに応じた看護の目的・機能・役割を理解することができる。

b. 基礎分野Ⅱ

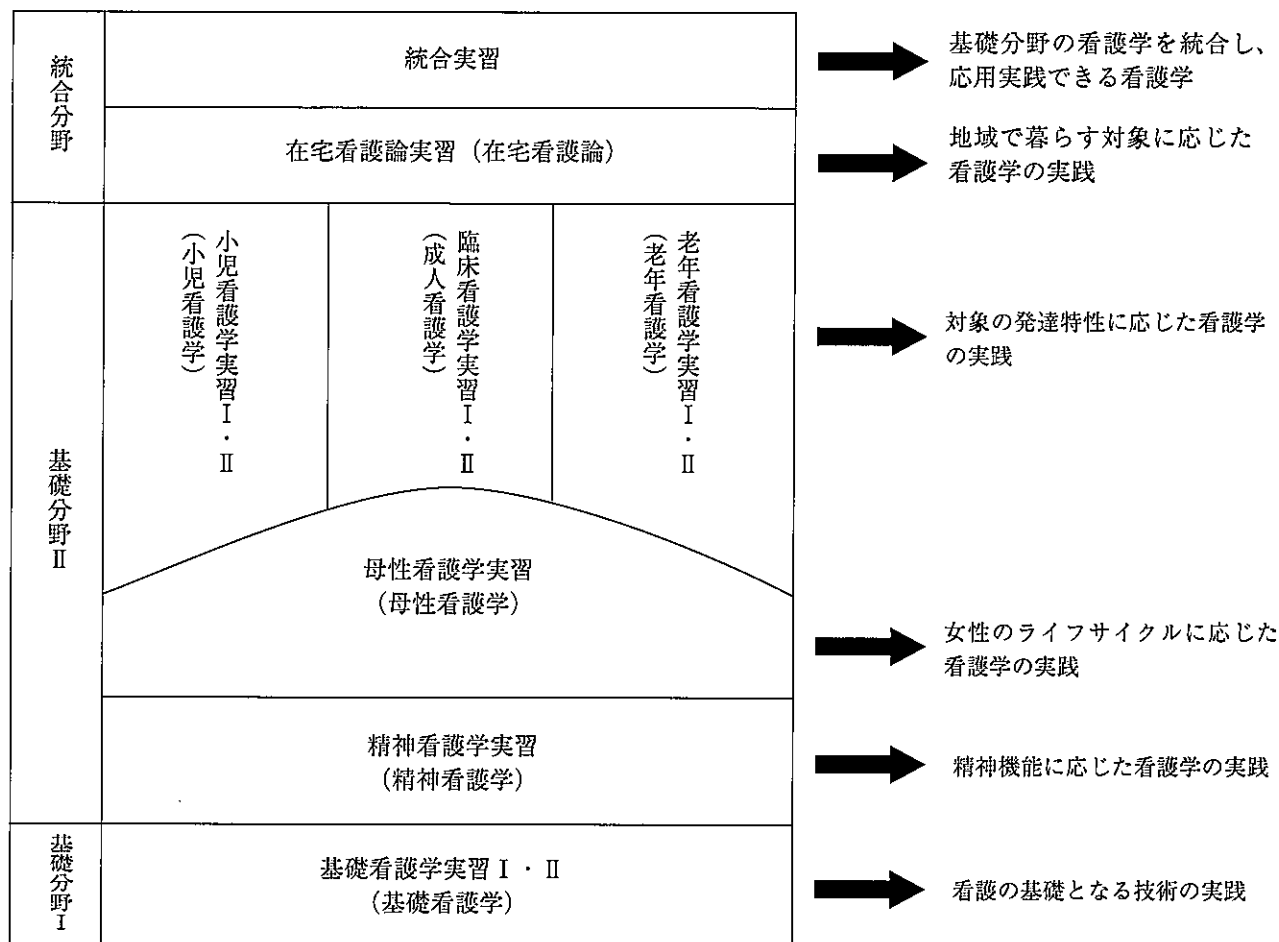
- i) 基礎分野Ⅰの実習で習得したことをもとに、成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学の各領域の対象特性、健康特性を加味して、各領域特有の看護方法を修得する。
- ii) 各領域独自の看護の目的・機能・役割を理解することができる。

c. 統合分野

- i) 基礎分野Ⅰと基礎分野Ⅱの実習で習得したことをもとに、対象の特性・健康レベルに応じた統合的な判断や対応能力を修得する。

- ii) 医療チームの一員としての責任を理解する。
- iii) 倫理観を育み、看護観を明確にする。

(3) 基礎分野 I, 基礎分野 II および統合分野の臨地実習の位置づけ 図-2



実習の行われる時期は概ね次の通りとする。

- 基礎分野 I 1年次・2年次
- 基礎分野 II 2年次・3年次
- 統合分野 3年次

(4) 実習における学生の責任

チーム医療においては、看護は独立した専門職として意識され、特に療養上の世話については看護師の主体性が認められている。看護師の主体的判断による行為については看護師自身が責任を問われることになる。学生であっても、直接の看護行為の責任は問われることを意識して実習に臨むことが必要である。

看護師に求められる倫理として日本看護協会が示す「看護者の倫理綱領」【資料-3】P.91を実習開始時には一読すること。

(5) 実習の展開

具体的実習展開については、実習要項参照

5. カリキュラムマップ 図-3 P.90

ケアスペシャリスト育成の5つの柱・看護学科 DP・学科目を「カリキュラムマップ」に示した。常に人間を中心に置く看護学の特徴上、看護専門科学は科目ごとに5つの柱・DPがほぼ含まれている。

6. 資格取得及び卒業要件

1) 卒業の要件および免許・資格の取得

(1) 卒業の要件

看護学科を卒業するために修得すべき単位数は次のとおりである。

領域区分	学科目数および単位数	
看護関連科学	資料1に指定する必修科目 34 単位と選択科目から 4 単位以上、合計 38 単位以上	
看護専門科学	基礎分野Ⅰ	資料1に指定する必修科目 13 単位
	基礎分野Ⅱ	資料1に指定する必修科目 38 単位
	統合分野	資料1に指定する必修科目 15 単位
合計	合計 104 単位以上	

※資料1 別表第3 看護学科教育課程

(2) 看護師国家試験受験資格の取得

本学科は「保健師助産師看護師法」第21条第1号に基づき、文部科学大臣が指定する学校として承認を受けている。

本学科は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、看護師国家試験受験資格取得に必要な教育課程の編成を行なっている。本学科教育課程を修了し、履修・卒業要件を充たしたことにより、看護師国家試験の受験資格を得ることができる。

看護師国家試験受験資格取得および本学科教育課程の修了に必要な授業科目との関連については、【資料-4 教育課程と指定規則との対比表】の通りである。

(3) 国家試験にむけての学習支援

本学科では、各学年に担当の教育課程委員を1名ずつ配置し、各チューターと連携しながら学習支援を行う。

1年次

- ・学習方法について、オリエンテーション、学力テスト等の振り返り時に個別に指導する。
- ・「人体の構造と機能」に関連した問題を実施し、知識の定着の指導を行う
- ・国家試験模擬試験を行い、振り返りの指導を行う。

2年次

- ・「疾病の成り立ちと回復の促進」に関連した問題を実施し、知識の定着の指導を行う。
- ・国家試験模擬試験を行い、振り返りの指導を行う。

3年次

- ・国家試験対策担当を配置する。
- ・臨地実習中は学内学習日を設け、国家試験対策を行う。
- ・定期的に国家試験模擬試験を行い、振り返りの指導を行う。

(4) 社会福祉主事任用資格

看護学科卒業要件を満たすことにより、社会福祉主事任用資格が取得できる。社会福祉主事任用資格は、社会福祉法第19条に定める社会福祉の基本的資格である。具体的には、福祉事務所における現業員・査察指導員・老人福祉指導主事・家庭児童福祉主事・家庭相談員・母子自立支援員、各種相談所における知的障害者福祉司・身体障害者福祉司・児童福祉司、施設における施設長・生活指導員等に必要になる任用資格である。

社会福祉主事任用資格指定科目のうち、3科目以上を履修することが要件となるため、本学の履修証明書または成績証明書が、社会福祉主事任用資格取得の証明となる。

看護学科の教育課程においては、殆どの科目が社会福祉主事任用資格指定科目になりうる科目であり、必修科目である

2) 単位制及び進級制の併用

「進級」及び「実習単位修得」の考え方を次に示す。

- ・基礎分野Ⅰ（基礎看護学）は基礎分野Ⅱの各領域看護学の基礎と考え、各領域看護学の実習単位修得には基礎看護学の単位修得を前提とする。
- ・各領域看護学実習は、その実習の学修に必要と考える人体構造機能や疾病・治療を理解するための授業科目と、その実習に直接関連する看護学の単位修得を必要とする。
- ・2年次終了までに必修67科目76単位の単位取得がなければ基礎分野Ⅱの実習を履修することはできない。
- ・授業科目（実習を含む）に関する履修要件はシラバス及び実習要項を確認すること

3) 単位認定及び進級について

(1) 単位認定および進級・卒業判定会議

- ① 単位認定については、学則に定める時間の出席が必要である。
- ② 看護学科教員および原則として授業科目担当者の出席のもとに単位判定および学年末に進級・卒業判定を行う。

(2) 追試験について

追試験該当については「履修の手引き」参照

追試験は当該科目の再試験と一緒にを行う。追試験に対する再試験は行わない。

(3) 実習における出席の取り扱い

実習においては学則に定める時間の出席が単位認定には必要である。ただし、出席時間については以下のとおりとする。

- ① 1日の実習時間の2分の1以上を欠席した場合は、1日の欠席に換算する。

② 遅刻・早退・欠課（実習場所にいないことをさす）については、その累積時間が4時間を超えた場合は1日の欠席とする。

(4) 追実習・再実習について

実習要項を参照する

4) 成績不振者への対応

・成績が振るわない学生（GPA2.0未満）には担当チューターが個別に学習指導を行う

図-3 カリキュラムマップ

		(1)人は、身体的・精神的・社会的側面を持つ存在であると理解している	(2)看護対象者の健康段階・発達段階に応じた看護を実践している	(3)看護の本質を学び、自己の看護観を持っている	(4)学修を通して、状況に応じた人間関係を築いている	(5)自己成長のための努力をしている	(6)地域の特性を理解し看護に反映している	
卒業	後期		統合実習					
	3年次履修		看護実践能力と評価	医療安全管理		△プレゼンテーション技法 臨床看護研究セミナーII		
	通年	臨床看護学実習I・II	老年看護学実習I・II 小児看護学実習II 母性看護学実習 精神看護学実習				在宅看護論実習	
	前期			災害・国際看護		臨床看護研究セミナーI		
2年次履修	後期	○リハビリテーション論 臨床看護援助論III がん・ターミナル看護 周手術期看護		基礎看護学実習II (12月) 看護過程の実際 老年看護援助論III 小児看護援助論II・III 母性看護援助論III 精神看護援助論III 地域・在宅看護援助論 在宅看護援助方法論	看護福祉論	△看護の統計学 看護研究		
	前期	小児看護学実習I(8月) ○疾病・治療論各論I・II・III・IV ○精神疾病・治療論 ○小児疾病・治療論 ○老年疾病・治療論 臨床看護援助論I・II 母性看護援助論I・II		△情報システム論 看護過程の実際 老年看護援助論I・II 小児看護援助論I 精神看護援助論I・II 公衆衛生看護学概論 在宅看護論	○生命倫理		○保健医療福祉論	
	後期	○栄養学 ○病原微生物学 ○人体構造機能学各論III・IV ○病態生理学 ○疾病・治療論総論 ○薬理学 ○公衆衛生学 老年看護学概論 小児看護学概論 母性看護学概論 精神看護学概論		○法学 看護理論 看護過程の基礎 診療援助技術論 成人看護学概論		△英語II		
	前期	○健康と運動 ○生化学 ○人体構造機能学各論I・II □心理学 ◇生活科学		看護学原論 生活援助技術論	□人間関係論 □グリーフケア □ストレスと癒し □手話 ◎人権と福祉 ◇接遇 ◇地域ボランティア演習	□言葉と表現 □感性を高める表現 ◎市民社会と生活 △英語I	◇家族論	
1年次履修	後期			基礎看護学実習I(8月)				
	前期							
		<input type="checkbox"/> ひとの命と健康を考える <input type="checkbox"/> ひとの可能性を考える <input type="checkbox"/> ひとの生活を考える ◎ひとの権利を考える △学修の基礎力を培う						
入学生 の受け入れ 方針 (AP)	・人の健康、生活、医療に興味・関心がある ・誠実に人と向き合える ・人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる ・周囲のできごとを自分のこととしてとらえ、感じられる ・入学後の学修に必要な基礎学力がある							

※アンダーラインは選択科目

【資料一 3】

看護者の倫理綱領（日本看護協会 2003 年）

前文

人々は、人間としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通してその最期まで、その人らしく生を全うできるように援助を行うことを目的としている。看護者は、看護職の免許によって看護を実践する権限を与えられた者であり、その社会的な責務を果たすため、看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保つ権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。日本看護協会の『看護者の倫理綱領』は、病院、地域、学校、教育・研究機関、行政機関など、あらゆる場で実践を行う看護者を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

条文

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
10. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
15. 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

